

平成 26 年 9 月 10 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月10日（2日目）

- 日程第1 報 告 第 4 号 平成25年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 議 案 第 39号 平成25年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 認定議案第1号 平成25年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第4 認定議案第2号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第3号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第4号 平成25年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第5号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第6号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 認定議案第7号 平成25年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第10 議 案 第 40号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度南知多町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第11 議 案 第 41号 財産の購入について（デジタル防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ））
- 日程第12 議 案 第 42号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議 案 第 43号 南知多町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議 案 第 44号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議 案 第 45号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議 案 第 46号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 議案第47号 南知多町障害者医療費支給条例及び南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第48号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第49号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第50号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第51号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 請願第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第23 請願第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願
- 日程第24 請願第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願
- 日程第25 請願第7号 「手話言語法」制定を求める意見書の採択を求める請願
- 日程第26 請願第8号 「集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書」の提出を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	石黒正重	2番	福田千恵子
3番	高原典之	4番	清水英勝
5番	藤井満久	6番	山下節子
7番	吉原一治	8番	鳥居恵子
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長 石黒和彦 副町長 鳥居敏正

総務部長	渡辺三郎	総務課長	大岩良三
検査財政課長	中川昌一	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	柴田幸員	企画部長	齋藤恵吾
企画課長	林昭利	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	平山康雄	建設課長	吉村仁志
産業振興課長	北川眞木夫	水道課長	石堂和重
厚生部長	早川哲司	住民課長	宮地廣二
福祉課長	河合高	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	細谷秀昭	会計管理者兼 出納室長	石堂登久則

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹味英季	主	査	保	母	公	次
--------	------	---	---	---	---	---	---

[開議 9時30分]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

新秋を迎え、めっきり秋らしくなってきました。秋といえば、スポーツの秋です。昨日、テニスの全米オープンで、日本人の錦織圭選手が史上初の決勝に進出しました。破れはしましたが、歴史的な瞬間に感動した方も多いと思います。皆さんには、感動するような議会の運営をお願いしたいと存じます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 報告第4号 平成25年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、報告第4号 平成25年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、報告第4号 平成25年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけまして御報告いたします。

表をごらんください。

この健全化判断比率は、自治体の財政悪化を未然に防ぐために規定されたもので、4指標のうち、1つでも早期健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか、財政健全

化計画の策定が義務づけられております。健全化判断比率の4つの指標は、南知多町の標準財政規模に対する比率がパーセントで表示をされております。健全化判断比率における実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計とも黒字決算となっておりますので、横棒のバーで表示をさせていただきます。次の実質公債費比率は4.9%、将来負担比率は17.5%になりました。4つの指標とも、早期健全化基準数値を超えていません。

また、次の表にごございます公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、経営健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか、経営健全化計画の策定が義務づけられております。資金不足比率は、事業規模に対する資金不足をパーセントで表示したものでございます。漁業集落排水事業特別会計及び水道事業会計とも資金不足はございませんでしたので、横棒のバーで表示をしております。こちらにつきましても、経営健全化基準数値を超えていません。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって報告を終わります。

日程第2 議案第39号 平成25年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、議案第39号 平成25年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第39号 平成25年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の提案の理由は、水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決が必要であるからであります。

2の提案の内容は、未処分利益剰余金の当年度末残高は3,556万1,238円であり、その

うち、減債積立金へ200万円、建設改良積立金へ2,800万円、合計3,000万円を積立金として処分し、処分後の残高556万1,238円を繰越利益剰余金として繰り越すものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第3 認定議案第1号 平成25年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、認定議案第1号 平成25年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第1号 平成25年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

日本一住みやすいまちづくりのため、防災対策の充実、産業振興及び教育環境の整備などを重点に、住民福祉の維持・向上を目指し、事業に積極的に取り組みました。

その結果、平成25年度の歳入決算額は76億147万4,000円で、前年度の決算額に比較いたしまして、5億7,599万3,000円、8.2%の増額になりました。また、歳出決算額は71億3,758万2,000円で、前年度の決算額に比較して、4億7,876万円、7.2%の増額となり

ました。翌年度に繰り越しすべき財源2,889万7,000円を差し引きました実質の収支額は4億3,499万5,000円となりました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

山下君。

○6番（山下節子君）

それでは、実績報告書のほうから質問に入らせていただきます。

まず、56ページの生活保護の受給状況です。25年度と比較してふえていますけど、その要因と、また申請についてはもっと多いと思われそうですが、申請については何件ありましたか。

58ページ、イ、高齢者見守り事業、職員と民生委員との連携はできていますか。

58ページ、高齢者敬老事業費、参加したくても、健康上の都合により参加できない方の配慮はありますか。

60ページ、配食サービス事業、前年度より増額していますが、利用者数がふえているのか、個人の利用回数がふえているのか。

60ページ、高齢者能力活用推進事業費、受注件数が減っていますが、要因は何ですか。

72ページ、成年後見利用促進事業負担金、知多地域成年後見センターが後見人になった件数が3件あります。これは、どのような仕組みになっていますか。

72ページ、地域活動支援事業費補助金、かもめ福祉会が約500万円の増となっていますが、その要因は何ですか。

152ページ、教育相談事業、いじめ、不登校の相談件数は何件ありましたか。いじめの相談内容は、どのようなことが多かったか、原因も含めて。いじめから不登校につながったと思われそうですが、早期解決のため、どのようなことがなされましたか。問題を抱える児童・生徒とその保護者の支援とは何ですか。

161ページ、外国人英語講師派遣事業費、子供たちにとってどのような教育効果をもたらしていますか。

181ページ、民俗資料整理保存事業費、7万1,000円で十分な保存ができましたか。

181ページ、梅原邸維持管理費、一般開放と来邸者数はどのくらいありますか。

194ページ、非常時体験喫食、これはどのような内容ですか。

次に決算書に入ります。

民生費、103ページ、社会福祉費、生活保護世帯火災家屋取り壊し撤去工事、もらい火をした家屋はどのような対応になりますか。

113ページ、学童保育指導員研修等参加者報償、金額が少ないのは、研修会の日程が少ないのかどうか。

117ページ、保育所借地料、減額の要因は何ですか。

127ページ、母子保健事業費、24年度と比較して80万円減です。その要因は何ですか。

131ページ、ごみ集積所整備費補助金、地域はどこですか。

175ページ、スクールバス運転業務委託料、減額の要因は何ですか。

以上です。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、河合君。

○福祉課長（河合 高君）

それではまず、厚生部福祉課関係についてお答えさせていただきます。

実績報告書の56ページからであります。

一番上の表の第3-2表、生活保護の受給状況では、平成24年度より4世帯5人の増となっております。前年度よりふえた主な要因は、病気で就労できなくなったり、高齢により就労できないなどであります。申請件数につきましては、17件の申請がありました。そのうち、16件が生活保護に認定され、1件は却下となっております。なお、死亡や家族の支援、収入等などの理由により、11人が生活保護廃止となっております。

次に、72ページでございます。

一番上のc、成年後見利用促進事業負担金61万1,000円、知多地域成年後見センターが後見になった件数3件、こちらにつきまして、どのような仕組みになっていますかにつきましてでございます。

仕組みといたしまして、町が申し立てをし、知多地域成年後見センターが後見人にな

る場合の仕組みにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、判断能力の不十分な本人から見て、2親等以内の親族に成年後見制度による後見開始の申立人になるかどうかの意向を確認します。次に、親族による申し立ての意向がない場合は、後見開始の審判につきまして、町長申し立ての親族同意書をもった上で、町長が家庭裁判所へ、成年後見人に知多地域成年後見センターの専任を希望する趣旨の申し立てを行います。その後家庭裁判所から、成年後見人として知多地域成年後見センターに専任する審判がおりまして、その結果、知多地域成年後見センターが成年後見人となるものでございます。

同じく72ページ、その下のdでございます。

地域活動支援事業費補助金1,039万3,000円、かもめ福祉会、約500万円の増となっているが、その要因は何ですかにつきましてでございます。

これにつきましては、南知多町と美浜町がNPO法人かもめ福祉会と地域活動支援センター事業の実施につきまして、委託契約を行っております。南知多町と美浜町は、2年ごとに交代で幹事町となります。その結果、幹事町は委託料の全額をNPO法人かもめ福祉会に支払いまして、幹事町でない町は幹事町に委託料の2分の1を支払うことになっております。

平成24年度は美浜町が幹事町であったために、地域活動支援事業費負担金として、504万4,000円を美浜町へ支出しております。平成25年度につきましては、南知多町が幹事町であったため、美浜町から地域活動支援センター負担金として519万6,500円を受け入れまして、NPO法人かもめ福祉会へ、地域活動支援事業費補助金として合計1,039万3,000円を支出しております。これによりまして、支出額では平成24年度と比較して、平成25年度は534万9,000円の増額となっております。

福祉課関係、以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

それでは、保健介護課分の質問に対して御回答させていただきます。

まず、高齢者見守り事業、実績報告書58ページでございます。

イの高齢者見守り事業となっております。

職員と民生委員との連携はできていますかについてでございますが、見守り事業につ

きましては、昨年9月から行っておりました、役場内の課ごとに担当地区を決めており、年に1回、民生委員さんと各課の課長、担当職員との情報交換会を開催しております。また、訪問先の高齢者が不在の場合は、その状況につきまして民生委員さんに確認をしたり、また民生委員さんに訪問していただくなどの連携を随時行っております。

続きまして、同じく実績報告書58ページ、高齢者敬老事業費。参加したくても、健康上の都合により参加できない方への配慮はありますかについてでございますが、これにつきましては、敬老まつり実行委員会で委員の皆さんの意見をお聞きして、送迎車のバスの行程など乗りやすいコースに変更するなどして、健康上といたしますか、体の不自由な方につきましても、より多くの方に参加していただけるように努めておるところでございます。

続きまして、実績報告書60ページの配食サービス事業についてでございます。

前年度より増額しているが、利用者数がふえているのか、個人の利用回数がふえているのかについてでございます。

これにつきましては、事業者を支払う1回当たりの配達、見守りの単価を、25年度につきましても、それまでの100円から150円に引き上げたのが増額の主な要因でございます。なお、24年度に比べまして、25年度は毎月の利用者数の年間合計で6人の減少、回数につきましては、年間で89回増加しております。

続きまして、実績報告書60ページ、(6)高齢者能力活用推進事業費、シルバー人材センター運営費補助金でございます。

受注件数が減っているが、要因は何ですかについてでございますが、要因といたしましては、民間からの一般作業である草刈り、剪定などの受注が、24年度417件でしたが、25年度は385件ということで、32件減少したことによるものでございます。以上であります。

○議長（榎戸陵友君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

それでは、実績報告書152ページの教育相談事業について、4点ほど御質問をいただきました。

まず、いじめ・不登校の相談件数は何件あったかというところでございます。

25年度におきまして、いじめ・不登校の相談件数については合計23件、延べ89回の相

談がございました。

次に、いじめ相談の内容はどのようなことが多かったかというところでございます。内容としましては、悪口、仲間外れ、無視、LINEによる悪口、持ち物隠しなどがございます。

次に、いじめから不登校につながったと思われるけれども、早期解決のためとった対応はどうかと。また、問題を抱える児童・生徒とその保護者への支援とは何かというところがございます。25年度におきまして、不登校者、一般的に年間30日以上欠席者を不登校者として集計いたしておりますけれども、小・中学校合計で25人ございました。しかし、いじめが欠席の直接的な理由で長期不登校となった児童・生徒はいません。理由として、学習活動や部活動などがつらい、厳しいということへの逃避だとか、保護者の養育力不足、そういったことが原因で欠席数が多くなっている傾向がございます。

そうした保護者等への支援としまして、25年度よりスクールソーシャルワーカーを雇用させていただきまして、定期的に家庭訪問を行い、不登校の児童・生徒だとか、保護者との信頼関係をつくりながら登校を促しています。なかなか登校にはつながりませんが、そうした中で、例えば昼と夜の逆転の生活が多く、学校復帰への障害になるんで、そうした生活のリズムを意識させるよう助言するだとか、引きこもりにならないように外とのつながりを持つようにするというような助言など、学校の情報も流しながら、関係が切れてしまわないように努めております。

次に、実績報告書161ページ、外国人の英語講師派遣事業について、子供にとって、どのような教育効果をもたらしているかという御質問をいただきました。この授業は、外国人の英語講師を小・中学校に派遣をし、日常生活に必要な英会話の勉強や異なる文化に触れさせることによりまして、国際理解教育を推進することを目的として派遣しております。

教育の効果の一例としましては、例えば小学校では、外国人講師と一緒に給食を食べるようにしてございまして、外国人に対して違和感なく親しみを持てるようになったとか、例えば小学校の修学旅行先で、外国人に声をかけて写真を撮るようにしているだとか、そういった効果というのか、事例がございます。また、中学校では、自信を持って外国人と会話ができるようになった、生徒が意欲的に英語を話すようになってきたという声を聞きます。いずれにしても、私どもが学校訪問をした際にも、物おじせず外国人の講師と楽しく会話をしている姿を見ますと、一定の効果はあるというふうに思っております。

す。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

社会教育課長、石川君。

○社会教育課長（石川芳直君）

それでは、実績報告書181ページをごらんください。

民俗資料整理保存事業費、7万1,000円で十分な保存ができましたかという質問でございますが、新収蔵品の整理を中心に実施しました。新しい受け入れ資料の主なものは、漁具や生活道具であり、25年度は寄贈品の洗浄、寸法の計測など、基礎データ、写真撮影を行いました。事業費の7万1,000円は、新しい受け入れ資料の基礎データ収集や写真撮影のために必要な消耗品や保存容器の購入に充てさせていただきました。

また、資料整理におきましては、文化財保護委員の方がボランティアで整理に参加してくれましたり、職員のほうも現地に出かけて整理を行っております。

続きまして、181ページの梅原邸維持管理費、一般開放と来邸者数はどのくらいありますかという質問でございますが、梅原邸としては一般開放はしておりません。申し込みのある方のみへの対応とさせていただいております。昨年の方は、417名の入館者があり、そのうち223名は文化庁の文化遺産を生かした地域活性化事業補助金を活用しました特別公開というのを実施しまして、それは11月1日から10日の期間でございますが、入館者が223名ありました。

また、過去には、お茶会の開催の申し入れがありましたり、いろいろな申し入れ、希望がございます。開催内容によりましては、こちらのほうもお貸ししておりますので、また利用していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

学校給食センター所長、細谷君。

○学校給食センター所長（細谷秀昭君）

実績報告書194ページの非常時体験喫食の内容につきましては、東日本大震災による甚大な被害が発生したことから、児童・生徒が災害時の食の一つとして、非常食の体験喫食をすることにより、防災意識の向上を図るために、アルファ化米による御飯等を購入したものであります。小・中学校の児童・生徒と先生方全員に実施しました。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、河合君。

○福祉課長（河合 高君）

続きまして、決算書のほうをお願いいたします。

決算書の103ページでございます。

15節工事請負費の生活保護世帯火災家屋取り壊し撤去工事371万1,750円、もらい火した家屋はどのような対応かでございます。

この火災につきましては、火元が生活保護世帯であったために、町が早急に撤去することが公益上必要であると認められますので、早急に家屋の解体撤去をいたしました。もらい火した家屋の対応につきましては、日本赤十字社を通して、町から毛布を1人2枚と緊急セットを配付いたしました。医薬品等が入ったものであります。

次に、決算書の113ページでございます。

8節報償費の学童保育指導員研修等参加者報償1万260円、金額が少ないのは、研修会の日程が少ないのかどうかにつきましてでございます。

この研修につきましては、毎年愛知県から研修会の案内が届きます。研修の内容は、新任研修、現任研修、障害児研修があります。その中で、指導者の希望する研修に参加してもらっております。平成25年度につきましては、4人の方に、名古屋市で開催された研修に参加していただきました。金額が減りました理由は、愛知県への申し込みが多数となった場合には、愛知県より調整がございまして、参加できない場合があるためでございます。

同じく117ページの14節使用料及び賃借料の保育所借地料、減額の要因は何ですかにつきましてでございます。

現在、かるも保育所と大井保育所の2カ所の借地料を支払っております。減額となった要因といたしましては、大井保育所の借地料で平成24年度の固定資産税の評価額の評価がえでございまして、課税標準価格が大きく下回ったことで借地料が減額となりました。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

それでは、決算説明書の保健介護課分でございます。

決算説明書127ページの2段目の真ん中にあります母子保健事業費、こちらは前年に

比べまして、80万円減ということで、その要因は何ですかということでございます。

その主な要因といたしましては、妊婦健康診査負担金の減によるものであります。妊婦健康診査及び子宮頸がん検診の受診者が24年度実績は1,361人でしたが、25年度実績は1,270人となりまして、91人の減ということで57万5,000円の減額となったものが主な要因でございます。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

環境課長、鈴木君。

○環境課長（鈴木喜雅君）

それでは、環境課の関係について御質問いただきました決算書131ページ、上から2つ目でございます。実績報告書は105ページの中ほどでございます。

ごみ集積所整備費補助金145万9,000円の整備した地域はどこですかという御質問でございますが、平成25年度におきますごみ集積所の整備費補助金につきましては、事業費の62%以内、30万9,000円を上限といたしまして、内海地区1件22万1,000円、これは中之郷区でございます。豊浜地区6件ございました、101万8,000円。小佐区が1、中須区が1、鳥居区が2、初神区が2カ所で、合計6件ございました。それから、篠島地区1件22万円でございます。合計3地区8件につきまして、145万9,000円を支出させていただいております。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

決算説明書の175ページでございます。

スクールバス運転業務委託料の減額の要因はどうかという御質問をいただきました。

毎年、指名競争入札によりまして、業務の委託契約をいたしておりますが、入札の結果、減額となったものでございまして、委託内容を変更したものではありません。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

実績報告書の181ページの梅原邸維持管理費については、一般開放はしていないとい

うお答えだったんですけれども、これだけ維持管理費も毎年支払われる中で、一般的にしないということは、すごい消極的な感じがするんですけれども、今後一般開放する、またする時期をつくるというふうなことは決算には上がらなかったんでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

社会教育課長、石川君。

○社会教育課長（石川芳直君）

今のところは一般開放はする予定はございません。希望がありましたら、その日にちに合わせて、基本的には梅原友の会の方が開放に出ていただくんですけれども、皆さん方が都合の悪いときは職員のほうで対応して、予定日に開放させていただいております。

○議長（榎戸陵友君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第4 認定議案第2号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、認定議案第2号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第2号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険の加入者は、平成25年度末で7,659人で、その加入割合は、町の人口の

39.1%に当たります。

平成25年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額は30万4,963円で、前年度の費用額に比較いたしまして2万4,835円、8.9%増加しました。また、1件当たりの費用額は2万4,832円で、前年度の費用額に比較いたしまして1,821円、7.9%の増加となりました。

平成25年度の歳入決算額は30億3,631万1,000円で、前年度の決算額に比較いたしまして1億2,571万5,000円、4.3%の増額となりました。また、歳出決算額につきましては29億2,341万8,000円で、前年度の決算額に比較いたしまして1億9,059万8,000円、7.0%の増額となり、歳入歳出の差し引き額は1億1,289万3,000円となりました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第5 認定議案第3号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、認定議案第3号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第3号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定されました65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度でございます。広域連合は保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、各市町村は保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届け出の受け付けを担当いたしております。

本町の平成25年度末の被保険者数は3,463人ございまして、町の人口に占める割合は17.7%に当たります。歳入の主なものは保険料1億5,314万2,000円、歳出の主なものは広域連合納付金2億1,131万8,000円であります。平成25年度の歳入決算額は2億1,612万2,000円、歳出決算額は2億1,441万8,000円となりました。歳入歳出差し引き額は170万4,000円となりました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第3号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定議案第4号 平成25年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第6、認定議案第4号 平成25年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第4号 平成25年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保健・医療サービス及び福祉サービスに係る給付を実施いたしました。

平成25年度末の第1号被保険者数は6,264人で、要介護・要支援認定者数は1,009人でございます。また、平成26年3月利用分の居宅介護支援サービス受給者数は569人、地域密着型支援サービス受給者数は76人、施設介護サービス受給者数は191人となっており、その年間保険給付費は15億8,512万9,000円となりました。

その結果、平成25年度の歳入決算額は17億7,938万5,000円で、前年度の決算額に比較いたしまして5,660万4,000円、3.3%の増額となりました。また、歳出決算額は17億2,723万4,000円で、前年度の決算額に比較いたしまして9,079万9,000円、5.5%の増額となりました。歳入歳出差し引き額は5,215万1,000円となりました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に

付託することに決定しました。

日程第7 認定議案第5号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第7、認定議案第5号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第5号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に
つきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

日間賀島地区の漁業集落排水施設の管理及び運営の経理を行う特別会計でございま
す。

平成25年度は、浄化センター等の設備改良工事及び施設の維持管理に努めました。そ
の結果、平成25年度の歳入決算額は9,994万6,000円で、前年度の決算額に比較いたしま
して1,963万4,000円、16.4%の減額となりました。また、歳出決算額は9,296万6,000円
で、前年度の決算額に比較いたしまして1,991万3,000円、17.6%の減額となりました。
歳入歳出差し引き額は698万円となりました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきまして、地方自治法第233条第3項の
規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どう
ぞよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に
付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

**日程第8 認定議案第6号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定**

○議長（榎戸陵友君）

日程第8、認定議案第6号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第6号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、師崎港駐車場の管理運営などを経理する特別会計でございます。

平成25年度は、円滑な駐車場の運営と施設の維持管理に努めました。その結果、平成25年度の歳入決算額は1億3,851万5,000円で、前年度の決算額に比較いたしまして3,798万5,000円、37.8%の増額となりました。また、歳出決算額は9,599万5,000円で、前年度の決算額に比較いたしまして4,004万7,000円、71.6%の増額となりました。歳入歳出差し引き額は4,252万円となりました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に

付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 認定議案第7号 平成25年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第9、認定議案第7号 平成25年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第7号 平成25年度南知多町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設、設備の維持管理などに取り組みまして、施設の耐震化も図りました。平成25年度末の給水戸数は8,553戸、給水人口は1万9,858人でございます。また、年間総給水量は、前年度比1.6%減の363万立方メートルとなっております。その年間総有収水量は322万2,000立方メートルで、有収率は前年度より1.48%下がり、88.74%となりました。

この結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入6億6,242万2,000円に対しまして、支出6億3,596万6,000円となり、差し引き2,645万6,000円の純利益となりました。

次に資本的収支の決算額でございます。

収入2億3,123万4,000円に対しまして、支出は3億1,162万9,000円となり、その不足額8,039万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をさせていただきました。また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の平成25年度末残高は6億3,266万1,000円であります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度南知多町
一般会計補正予算（第3号））

○議長（榎戸陵友君）

日程第10、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度南知多町一般会計補正予算（第3号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、議案第40号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度南知多町一般会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして御報告申し上げまして、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,808万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,513万6,000円としたものでございます。

補正の内容でございます。

まず歳出から御説明申し上げます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

3 の歳出でございます。

10款教育費、1 項教育総務費、4 目の教職員住宅費でございます。1,808万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、離島教職員住宅5棟のうち、篠島浦磯住宅、日間賀島北舎、同じく南舎西棟の3棟に係りますアスベストを含有した天井材の除去等に必要の教職員住宅室内環境調査委託料、それと教職員住宅アスベスト除去工事及び教職員用臨時宿泊施設借上料に要する経費でございます。

以上が歳出の説明でございます。

次に歳入になります。

2 の歳入でございます。

18款の繰越金、1 項繰越金、1 目の繰越金1,808万8,000円の増額補正でございます。今回の歳入歳出補正の財源調整といたしまして、増額したものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

これより、議案第40号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第41号 財産の購入について（デジタル防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ））

○議長（榎戸陵友君）

日程第11、議案第41号 財産の購入について（デジタル防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第41号 財産の購入につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

次のページの提案理由の説明をごらんいただきたいと思ひます。

1の提案の理由でございます。

デジタル防災行政無線戸別受信機、防災ラジオでございますけれども、これを1,000台購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、8月27日に、8者による指名競争入札を実施いたしました。

2の財産の概要でございます。

購入する財産は、デジタル防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）1,000台でございます。

購入場所といたしまして、南知多町、納入期限につきましては、来年1月30日、契約金額は1,598万4,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は118万4,000円でございます。

契約の相手方は、三愛通信設備株式会社名古屋支店でございます。

また、2ページには入札の結果を、3ページには購入物品の概要をつけてございます。後ほどごらんいただきたいと思ひます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより、議案第41号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。休憩は10時45分までといたします。

[休憩 10時32分]

[再開 10時45分]

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第12 議案第42号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第12、議案第42号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第42号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1. 制定の理由は、子ども・子育て支援法が平成24年8月22日に公布されたことによ
り、新たに条例を制定する必要があるからであります。

2. 制定の内容は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に定めるとおりと
するものであります。第2条関係であります。次のページに、参考資料といたしまして、
南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の具体的な項
目が添付してございますので、御確認いただきたいと思います。

3. 施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日からでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第42号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第43号 南知多町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第13、議案第43号 南知多町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第43号 南知多町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1. 制定の理由は、児童福祉法の一部改正が平成24年8月22日に公布されたことにより、新たに条例を制定する必要があるからであります。

2. 制定の内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定めるとおりとするものであります。第2条関係であります。次のページに、参考資料といたしまして、南知多町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の具体的な項目が添付してございますので、御確認ください。

3. 施行期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第43号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第44号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第14、議案第44号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第44号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

制定の理由は、児童福祉法の一部改正が平成24年8月22日に公布されたことにより、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

2. 制定の内容は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定めるとおりとするものであります。第2条関係であります。次のページに、参考資料といたしまして、南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の具体的な項目が添付してございますので、御確認ください。

3. 施行期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第45号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第15、議案第45号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第45号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

改正の理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律が平成26年2月21日に施行されたことによりまして、現行条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の内容です。

人事行政の運営の状況に関しまして、任命権者が町長に報告しなければならない事項に、職員の休業に関する状況を追加するもので、第3条、第4項関係の改正となります。

施行期日は公布の日でございます。

次のページに、この条例の新旧対照表をつけてございますので、後ほどごらんいただいたと思います。

以上で、補足説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第46号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第16、議案第46号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第46号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

改正の理由は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関

する法律の一部を改正する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正が平成26年10月1日に施行されることにより、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものであります。第2条関係であります。

(2)「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものであります。第2条関係であります。

次のページに新旧対照表を添付してございますので、御確認ください。

3. 施行期日は、平成26年10月1日からであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第47号 南知多町障害者医療費支給条例及び南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第17、議案第47号 南知多町障害者医療費支給条例及び南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第47号 南知多町障害者医療費支給条例及び南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が平成26年10月1日に施行されることにより、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものであります。これは、南知多町障害者医療費支給条例の第4条関係及び南知多町精神障害者医療費支給条例の第5条関係でございます。

次のページに新旧対照表を添付してございますので、御確認いただきたいと思います。

3. 施行期日は、平成26年10月1日でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第48号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第18、議案第48号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、議案第48号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正第1条につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,982万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,496万2,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から御説明申し上げますので、10ページ、11ページをお願いします。

3の歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、7目の障害者福祉費64万5,000円の増額補正でございます。平成25年度の障害者自立支援給付費国・県負担金と障害者総合支援事業費国庫補助金の精算に伴います国及び県への返還金でございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、1目のじん芥処理費でございます。1,200万1,000円の増額補正でございます。

これにつきましては、日間賀島最終処分場污水处理施設修繕工事の設計変更に伴います増額補正でございます。主な変更内容につきましては、屋根防水工事の工法の変更によるものでございます。

次に、6款の農林水産業費、1項農業費、5目の農地費228万1,000円の増額補正でございます。

これにつきましては、国の農地・水保全管理支払交付金事業が本年度から、多面的機能支払交付金事業に名称が変更されました。あわせて、事業の実施要件が緩和され、本年度新たに活動組織を立ち上げた1団体への交付金に係る町負担金を増額するものでございます。

次の3項水産業費、2目の水産業振興費500万円の増額補正でございます。

これにつきましては、産地水産業強化支援事業といたしまして、豊浜漁業協同組合が実施します製氷施設整備事業のうち、実施設計分に係る補助金でございます。なお、この補助金の財源につきましては、その同額が国庫支出金となっております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費2,902万2,000円の増額でございます。

これにつきましては、防災備蓄倉庫3基及び災害拠点用資機材といたしまして、仮設トイレ24基を購入する経費でございまして、平成24年度から平成28年度の5カ年計画の社会資本総合整備事業のうち、次年度以降に実施を予定しておりましたものを前倒ししまして、今回予算計上を行ったものでございます。また、離島情報伝達デジタル無線整備事業補助金につきましては、現在のオフトーク通信の終了に伴いまして、篠島、日間賀島における情報通信環境の充実を図るため、新たに情報伝達デジタル無線設備の整備を実施します両島の団体へ補助を行うものでございます。

次の10款教育費、4項社会教育費、3目の文化財保護費87万7,000円の増額でございます。

これにつきましては、町指定有形民俗文化財であります内海の岡部区、山車の修復事業への補助金を計上したものでございます。

以上が歳出の説明であります。

次に、歳入の御説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、9目農林水産業費国庫補助金500万円の増額でございます。歳出で御説明しました産地水産業強化支援事業費補助金でございます。

次に、17款繰入金、2項特別会計繰入金、1目の国民健康保険特別会計繰入金422万1,000円、2目の後期高齢者医療特別会計繰入金140万3,000円及び3目の介護保険特別会計繰入金1,880万5,000円につきましては、それぞれの特別会計の平成25年度決算における精算に伴います一般会計への繰入金でございます。

次の18款繰越金、1項繰越金、1目の繰越金2,007万2,000円の増額でございます。今回の歳入歳出補正の財源調整といたしまして、増額をお願いするものでございます。

次の19款諸収入、4項雑入、2目過年度収入32万5,000円の増額でございます。

これにつきましては、平成25年度の障害者自立支援医療費国・県負担金及び障害児施設措置費国・県負担金の精算に伴います国・県からの追加交付金を計上したものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第49号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第19、議案第49号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第49号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ422万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,322万1,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。

下段の3. 歳出、10款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は422万1,000円の増額補正であります。

これは、平成25年度の国民健康保険特別会計決算に伴い、超過交付となった一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務費負担対象分を一般会計へ返還するものであります。

次に、歳入につきまして、御説明申し上げます。

同じページの上段をごらんください。

2. 歳入、9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は422万1,000円の増額補正であります。これは平成25年度の国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金を増額するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第50号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第20、議案第50号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第50号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,600万3,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの中段をごらんください。

3. 歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は30万円の増額補正であります。これは平成25年度に賦課した保険料につきまして、本年4月11日から5月31日までに収納した保険料を広域連合に納付するものであります。

次に、下段の3款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金は140万3,000円の増額補正であります。これは、平成25年度の後期高齢者医療の特別会計の決算に伴い、超過交付となった一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計へ返還するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じページの上段をごらんください。

2. 歳入、3款繰越金、1項1目繰越金は170万3,000円の増額補正であります。これは前年度からの繰越金で、先ほど歳出で御説明いたしました後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰入金の財源とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第51号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第21、議案第51号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第51号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,475万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,875万5,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

8ページ、9ページの上段でございます。

3. 歳出、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、2,439万1,000円の増額補正であります。これは、平成25年度の介護保険特別会計決算剰余金から、介護給付費などの精算に伴う返還金などを差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金につきましては、1,155万9,000円の増額補正であります。これは、平成25年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などが確定し、国・県支出金等を精算したことによる償還金であります。

次に、6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、1,880万5,000円の増額補正であります。これは、平成25年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などの精算による返還分として、一般会計に繰り出すものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページ、7ページの上段をごらんください。

2. 歳入、3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付交付金につつま

しては、平成25年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などが確定し、支払基金交付金を精算したことによる過年度分の交付金260万3,000円を計上したものであります。

次に、7款繰越金、1項1目繰越金は、平成25年度の介護保険特別会計の決算剰余金5,215万2,000円を計上したものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 請願第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第22、請願第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

11番、榎本芳三君。

○11番（榎本芳三君）

それでは、請願の朗読によりまして、説明させていただきます。

請願者の住所、氏名、知多郡南知多町大字内海字先苧248番地、南知多町教員組合、執行委員長 高橋幸男初め102名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

貴職におかれましては、日々、教育の発展に御尽力をいただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では、子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子供たちを取り巻く教育課題は依然として克服されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面をしています。

昨年度、文部科学省概算要求において、7年間で2万4,000人の定数改善を目指す行程は示されたものの、少人数学級のさらなる推進のためには、十分な改善案ではありませんでした。さらに、政府予算においては、この改善案も見送られ、実際にはいじめ問題への対応や特別支援教育の充実など、個別の教育課題に対応するための定数改善のみにとどまったことから、子供たちの健やかな成長を支えるための施策として不十分なものであると言わざるを得ません。

少人数学級は、地域・保護者からも、一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、外務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう、下記の事項について請願をいたします。

1に、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。2番に、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。以上、よろしく願いをいたします。終わらせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

日程第23 請願第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第23、請願第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

2番、福田千恵子君。

○2番（福田千恵子君）

それでは、愛知県の私学助成拡充に関する意見書の提出を求める請願です。

紹介議員、榎本芳三、福田千恵子2名であります。本日は、代表として私が紹介させていただきます。

それでは、請願の朗読により説明させていただきます。

請願者の住所、氏名、知多郡美浜町大字奥田字中之谷2-1、日本福祉大学附属高等学校内 宮本純初め3名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

日ごろは、私学助成の拡充と私学振興に対して、格別の御配慮をいただき、大変ありがとうございます。深く感謝の意を表します。

さて、このたび、県に対して以下の趣旨に基づき、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じますので、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

御承知のように、愛知県では、平成11年に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小されました。その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきましたが、平成19年以降は一進一退となり、ここ5年間は国からの財政措置（国基準単価）を下回る状態が続いております。少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっております。今のままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大していくという状況に鑑み、公私格差を着実に是正する施策が切望されるところであります。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金64万円を超え、授

業料助成と入学金補助の平均単価を除く納付金でも約40万円に上っております。そのために、昨今の不況も重なって、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒がいまだ相当数存在しております。さらに、過重な学費負担のために、私学を選びたくとも選ぶことができない層がますます広がって、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっております。授業料助成は、家計の困難家庭への救済策としてばかりでなく、学校選択の自由を保障する重要な教育制度となっていることに鑑み、さらに拡充すべきものと考えます。

このような状況下で、平成22年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金が実施されました。もし、この支援金が愛知県の授業料助成制度に加算されれば、私学の父母負担はかなり軽減されるはずでした。確かに、県は、年収350万円未満の家庭には、授業料は実質無償化される措置をとられました。しかし、財政難を理由に、県独自予算は大幅に縮小され、とりわけ乙Ⅰ（年収約610万円未満）、乙Ⅱ（年収約840万円未満）では公立が11万8,800円軽減された一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大幅に広がっております。また、公立高校が無償化された関係で、私立高校は、生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況に置かれております。

今年度より、国は、高校無償化を見直し、年収910万円の所得制限を導入する一方で、父母負担の公私格差を是正するために、私学の中・低所得者層に就学支援金を加算しました。それに伴い、愛知県の私学関係予算は授業料助成が拡充され、低所得者層（甲ランク）の入学金補助を10万から15万円に増額するとともに、新たに給付型奨学金制度を実現、中所得者層（乙ランク）への助成額も4年ぶりに増額しました。また、学校への経常費助成も、1人当たり6,570円増額し、ようやく平成10年度水準を回復しました。しかしながら、父母負担の公私格差はまだ大きく残っており、多くの県民が私学を自由に選択できないのが実態です。経常費助成も、国基準単価にいまだ3,542円を不足しております。

以上の見地から、県は、私学助成の拡充にさらなる努力を行うべきと考えます。確かに、県の財政は厳しいでしょうが、子供と教育のために最優先させ、予算編成に当たり、父母負担の軽減と人間教育の豊かな創造を願う県民の要求に応えるべく、県の私学助成予算を拡充することが求められているのではないのでしょうか。

貴職におかれましては、以上の趣旨を深く御理解いただき、下記の項目につきまして、

格別の御配慮を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

請願事項1. 県に対して、地方自治法第99条により、次の点を内容とする意見書を提出してください。父母負担軽減の大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国からの助成措置がなされる国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施すること。以上、よろしく願いします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

日程第24 請願第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第24、請願第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

2番、福田千恵子君。

○2番（福田千恵子君）

それでは、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願です。

紹介議員、同じく榎本芳三、福田千恵子2名であります。本日は、代表として、私が紹介させていただきます。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所、氏名、知多郡美浜町大字奥田字中之谷2-1、日本福祉大学附属高等学校内 宮本純初め3名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

日ごろは、私学助成の拡充と私学振興に対して、格別の御配慮いただき、大変ありがとうございます。深く感謝の意を表します。

さて、このたびは、国に対して、以下の趣旨に基づき、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じますので、格別の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

御承知のように、今年度の国の私学助成予算は、総額で文部科学省予算が17億円増、

交付税財源措置が82億円増となり、合計99億円増になりました。高校無償化制度を見直し、年収910万円の所得制限を設ける一方で、私立高校生の就学支援金を中・低所得者層に加算し、経常費助成も増額になりました。しかしながら、昨今は、財政危機に直面している都道府県も多く、貴重な国の加算分を今年度予算に全て上乘せしなかった都道府県が半分以上に上るなど、安堵することはできません。

愛知県においては、財政危機を理由として、平成11年度に総額15%、生徒1人当たり約5万円に及ぶ経常費の助成（一般）の削減がなされました。その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきましたが、平成19年以降は一進一退となり、ここ5年間は国からの財政措置（国基準単価）を下回る状態が続いております。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっています。

父母負担の面でも、平成22年度から、高校無償化の方針のもと、国公立高校のみが無償化され、私学へも一定の就学支援金が支給され、今年度からは、制度の見直しによって、年収910万円の所得制限を導入する一方で、私学の中・低所得者層に就学支援金が加算され、新たに給付型の奨学金制度も実現しました。しかしながら、今なお私学の生徒と保護者は高い学費負担に苦しんでおります。

愛知県において、初年度納付金で64万円を超え、授業料助成と入学金補助を差し引いても、納付金は平均で約40万円に上っています。そのために、昨今の不況も重なって、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増しました。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことができない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっています。

そうした中で、私立高校は、生徒募集に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況に置かれ、このままでは、公立とともに公教育の一翼を必死に担ってきた私学の存在そのものが危うくなるおそれもあります。

私たち愛知の私学では、学校、家庭、地域、市民が連携しながら、生徒が主体的に学び、生きる。そのために、生の世の中、自然、人生、人々のクロスすることを焦点に、各学園が独自性を生かして、多彩な教育を進めてきました。そして、この7月には、2,200講座（うち生徒講座640）に6万人以上が参加した愛知サマーセミナーに象徴されるように、全国各界からも、教育改革の先進として注目されています。

しかしながら、こうした学校改革、教育改革をさらに進めようとしても、最大の障害

は、財政的基盤である私学助成がまだまだ不十分であることです。地方自治体の財政危機が深まり、私学助成予算の深刻な事態に陥っている今日、県の私学助成の土台であり、その奨励措置でもある国の私学助成の役割は一層重要になっています。

貴職におかれましては、以上の趣旨を深く御理解いただき、父母負担の軽減と、人間教育の豊かな創造を願う県民の要求に応えるべく、下記の項目につきまして、格別の配慮を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

請願事項 1. 国に対して、地方自治法第99条により、次の点を内容とする意見書を提出してください。

1. 父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充すること。
2. 国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実すること。
3. 私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること。

以上、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

日程第25 請願第7号 「手話言語法」制定を求める意見書の採択を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第25、請願第7号 「手話言語法」制定を求める意見書の採択を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

8番、鳥居恵子君。

○8番（鳥居恵子君）

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所、氏名、半田市勘内町1番地（半田市市民参画支援センター内）、知多地区聴覚障害者協議会会長 井内伸二。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や分法体系を持つ言語です。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と

同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では、手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。

障害者権利条例の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国においては、手話が音声言語と対応な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）制定を求める意見書を国に提出していただくようお願いします。

請願事項、手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求めます。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

日程第26 請願第8号 「集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第26、請願第8号 「集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所、氏名、知多郡南知多町大字師崎字天神山17-5、桂木廣次でございます。

す。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

安倍政権は、7月1日、国民多数の反対の声を無視して、集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行しました。そして、閣議決定を具体化し、海外で戦争する国を目指す立法作業に入っています。日本は、今、戦争か平和かをめぐって、戦後最大の歴史的岐路を迎えています。

共同通信社が8月2日、3日両日に実施した全国世論調査によると、集団的自衛権行使を容認する閣議決定について、84.1%が「十分に説明しているとは思わない」と回答し、「十分に説明していると思う」は12.7%にとどまっています。また、集団的自衛権の行使容認に反対は、前回7月の調査から5.8ポイントふえ、60.2%に増加し、逆に賛成は3.3ポイント減の31.3%にとどまっています。特に若年層の反対は、前回7月の調査から17.9ポイントの大幅増の69.7%に上り、行使容認への不安感を強めている実態が浮かび上がっています。

日本弁護士連合会と全国各地の52の弁護士会の全てで反対声明が採択されています。日本の弁護士全員が加入する弁護士会が、弁護士法第1条の基本的人権を擁護し、社会正義を実現するとの使命に基づいて、立憲主義を守り、恒久平和主義を求めています。

宗教界でも批判が広がっています。日本の伝統仏教界における唯一の連合組織で、主要な59の宗派105団体が加盟する全日本仏教会は、仏陀の和の精神を仰ぐものとして、このたびの集団的自衛権の行使を容認する閣議決定には、人間の知恵の闇をかいま見ることがごとき、深い憂慮と危惧の念を禁じ得ませんとの談話を発表しました。

元内閣法制局幹部、元自衛隊幹部、自民党の歴代元幹事長、改憲派と言われてきた憲法学者などが次々とマスコミに登場し、行使容認に反対の意思を表明しています。その表明には、徴兵制への危惧も出されています。政府は、これまで徴兵制について、憲法18条が禁止する奴隷的苦役に当たり許されないとしてきました。しかし、自民党の石破茂幹事長は、国会で「国を守ることが意に反した奴隷的な苦役だというような国は、国家の名に値しない。徴兵制が奴隷的な苦役だとする議論にはどうしても賛成しかねる」

(2002年5月23日、衆院憲法調査会・基本的人権の保障に関する調査小委員会)と発言しています。

このように、国民に十分な説明がされず、国民の圧倒的多数が反対し、各界の広範な著名人などが反対表明し、徴兵制まで懸念される集団的自衛権行使容認を認めた閣議決

定は、日本の政治に大きな汚点を及ぼすものです。よって、閣議決定の撤回を求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

請願事項、集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求めます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により総務建設委員会に付託いたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 11時46分]

